

制定	18. 4. 1	改正	25. 4. 1	改正	31. 3. 11
改正	20. 4. 1	〃	25.10. 1	〃	2. 4. 1
〃	23. 4. 1	〃	26. 6. 1		
〃	24. 3. 1	〃	27. 4. 1		
〃	24. 4. 1	〃	28. 1. 1		

福島学院 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は学校法人福島学院法人役員報酬及び評議員の手当等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(常任役員報酬等)

第2条 常任理事及び常任監事(以下常任役員という。)の報酬は年俸制とし、年俸額は別表第1に定めるところによる。

2 報酬は本給と期末特別手当に分けて給付する。配分は15.52分の12ヵ月の分を分別して各月に給付し、別表第3により6月に1.66を、12月に1.86を各々期末特別手当として給付する。

3 前項の報酬の他、該当する場合は別表第4に規定する次の手当を給付する。

1. 通勤手当
2. 住居手当

4 通勤手当は理事長がタクシーによる通勤を行う場合は給付しない。

5 住居手当は理事長が役員任用上必要と認めた場合には、別表第4の規定にかかわらず賃借料実費を給付することがある。ただし、上限8万円とする。

6 前5項に定める他、次の場合には、別表第5により、特別手当を給付する。

1. 本法人債務の連帯保証の任にある場合(当該期間に限る。)
2. 日曜、祝日等に処理することが必要な臨時の又は緊急性を有する業務のために勤務し、代休日を取得しない場合

(年俸の号俸の決定)

第3条 常任役員の前年俸設定に幅がある場合の決定は、その常任役員の前年俸毎に理事会で決定する。

(教職員の身分を保持したまま常任理事を併任する場合)

第4条 教職員の身分を保持したまま常任理事(ただし、学内理事でも非常勤理事は除く)となる者については、該当する役員報酬額から教職員の給料額、扶養手当の年度合計額を差し引いた残額を当該常任理事の役員報酬額とし、第2条第2項配分のとおり、本給及び期末特別手当として給付する。

(本給、通勤手当、住居手当の給付定日)

第5条 本給及び通勤手当並びに住居手当の給付定日は毎月21日とし、銀行振込によって給付する。ただし、その日が休日等である場合は繰り上げて給付する。

(期末特別手当の給付定日)

第6条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という)にそれぞれ在職する常任役員に対して、理事長が定める日に給付する。

(月の途中で就任又は退任した場合の報酬)

第7条 月の初日以外において新たに就任した常任役員に当月分の報酬を給付する場合は、本給月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日までの日

数分に相当する額を乗じて得た額を本給月額より差引給付する。

2 退職した常任役員に対しては、その月までの報酬を給付する。

(非常勤の役員の手当等)

第8条 非常勤の役員の手当については、別表第7に定める額とする。

2 本法人債務の連帯保証の任に応ずる非常勤役員については、第2条第6項第1号の定めと同様、特別手当を給付する。

(非常勤役員の業務手当)

第9条 非常勤の役員が本学院の依頼業務のため、定例もしくは臨時に出勤し、業務に従事した場合には、別表第7に定める業務手当及び交通費を給付する。

(評議員の手当)

第10条 評議員の手当等については、別表第9に定める額とする。

ただし、理事である評議員にはこれを給付しない。

(評議員の業務手当)

第11条 評議員(本学院の専任教職員である場合を除く)が、本学院の依頼業務のため、定例もしくは臨時に出勤し、業務に従事した場合には、別表第9に定める業務手当及び交通費を給付する。

(旅費)

第12条 役員及び評議員が本法人業務のために出張するときは、法人部門旅費規程別表に定める旅費額を給付する。

2 非常勤の役員、評議員が本学院の会議もしくは文部科学省主催等の会議に出席する場合も前項同様に給付する。

(退職金)

第13条 常任役員が退職したときは、別表第6により退職金を給付する。

ただし、不正行為等により解任された場合はその限りでない。

2 教職員としての身分のある常任役員が退任した場合でも、教職員として継続勤務する場合は、65歳の年度末のみなし退職金の支給時に役員退職金を支給する。65歳を超えて常任理事を継続した教員の場合は、教職員退職時もしくは常任役員退任時に役員としての退職金分を支給する。

3 理事長もしくは常任役員が、自ら役員報酬号俸を引き下げる措置を取っていた場合の退職金の算定については、理事会において協議する。

4 第1項の在職年数については、旧役員報酬等規程(平成28年1月1日改正以前)により既に従前の規定で65歳でのみなし退職金が支給されている場合は、66歳以降の在職年数計算とする。

(慰労金)

第14条 非常勤の役員および評議員が退任(いずれも法人の常任役員及び専任教職員である者を除く)したときは、別表第8もしくは別表第10に定める慰労金を支給する。

(報酬の減額)

第15条 理事長が予算に余裕がないと判断した場合には、役員の号俸等の号級、又は期末特別手当を引き下げ、あるいは役員報酬を20%以内において減額することがある。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会に意見徴取の上、理事会の議を経て理事長が行

う。

(細則の制定)

第 17 条 理事長はこの規程の運用について必要と認める場合は、常任理事会の議を経て細則を制定することができる。

附 則

1. この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規程の所管は人事課とする。

別表第 1

職 名	最低適用号俸	最高適用号俸
理 事 長	8 号 俸	1 1 号 俸
学 院 長	4 号 俸	7 号 俸
常 任 理 事 (フルタイム)	3 号 俸	6 号 俸
常 任 理 事 (週 4 日以内)	1 号 俸	3 号 俸
常 任 監 事 (フルタイム)	2 号 俸	5 号 俸
常 任 監 事 (週 4 日以内)	1 号 俸	2 号 俸

- 注 1. 常任役員及び週 4 日以内の常任役員の適用号俸については、経歴・業績等を勘案して、理事長が理事会に諮り定める号俸とする。
- 注 2. 教職員からの併任常任理事の適用号俸については、教職員としての給料及び管理職であった場合の管理職手当の額、扶養手当の額を勘案して、理事長が理事会に諮り定める号俸とする。
なお、教職員が併任常任理事に就任した場合は管理職を兼任していても管理職手当は支給しない。
- 注 3. 理事長の号俸については、予算に余裕がない場合には、理事長自らの判断において、その最低号俸の下限を超えて、報酬額を定めることができる。
- 注 4. 常任役員が 70 歳の年度末を超えて在任する場合は 2 号俸適用者以上の場合は、1 号俸引き下げる。ただし、注 3 の措置を行っている場合はその限りでない。

別表第2

役員報酬表

平成30年6月1日より適用

号 俸	年 俸 額
	円
1	4,000,000
2	5,000,000
3	6,000,000
4	7,000,000
5	8,000,000
6	9,000,000
7	10,000,000
8	11,000,000
9	12,000,000
10	13,000,000
11	14,000,000

別表第3

期末特別手当（第2条第2項）

配分は15.52分の12カ月の分を分別して各月に給付し、6月に1.66を、12月に1.86を各々期末特別手当として給付する。

6月	報酬年額（15.52ヵ月）のうち、1.66ヵ月
12月	報酬年額（15.52ヵ月）のうち、1.86ヵ月

別表第4

通勤手当（第2条第3項）

1. 交通機関を利用し運賃を負担することを常例とする役員	1ヵ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額で、最も合理的かつ経済的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃額（交通機関の定期券購入については当該交通機関の利用区分にかかる通用期間）
2. 通勤のため自転車その他の交通用具を使用することを常例とする役員	自転車等の使用距離が片道5km未満である役員にあたっては2,000円、片道5km以上10km未満の場合は4,200円、片道10km以上15km未満の場合は7,100円、片道15km以上20km未満の場合は10,000円、片道20km以上25km未満の場合は12,900円、片道25km以上30km未満の場合は15,800円、片道30km以上35km未満の場合は18,700円、片道35km以上40km未満の場合は21,600円、片道40km以上の場合24,400円

- ・1の場合は交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。
- ・2の場合は交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2km未満であるものを除く。
- ・福島駅前キャンパスに勤務する役員については自家用自動車、もしくは自動二輪車等による通勤は認めないものとする。ただし、本学が業務運営上その必要を認めた役員、及び自己の都合で私有車通勤を希望し個人の負担で駐車場利用契約を行う場合についてはその限りでない。
- ・宮代キャンパス周辺地区に居住する者、もしくは本学地区を經由して福島駅前キャンパスに通勤する役員については、本学校務運営上必要があると認めた場合は、宮代キャンパスの駐車場の教職員の区域に駐車を認め、福島学院前駅より阿武隈急行線での往復通勤手当を支給することがある。
- ・通勤手当は届け出のあった日の属する月の翌月から支給する。ただし、その月の初日に届け出のあったものについては当該月より支給する。

住居手当（第2条第3項）

<p>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている役員（宿舍を貸与され、使用料を支払っている役員を除く）</p>	<p>住居手当の月額は、下記に掲げる役員の区分に応じた額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 月額27,000円以下の家賃を支払っている場合、家賃の月額から16,000円を控除した額 2. 月額27,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
--	--

- ・住居手当は、届け出のあった日の属する月の翌月から支給する。ただし、その月の初日に届けのあったものについては当該月より支給する。

別表第5

特別手当（第2条第6項）

<p>第1号</p>	<p>各年4月1日及び10月1日の借入金残高の10,000分の5を乗じた額（※10,000円未満切捨て）（注1）</p>
<p>第2号</p>	<p>勤務1回につき、3,000円 ただし、実勤務時間が1時間以上の場合は10分単位で500円を乗じて得た金額を上乗せ支給（※10分未満は切り捨てとし、勤務1回の上限は24,000円）（注2）</p>

（注1）常任役員には4月及び10月役員報酬支給時に合算して支給する。非常勤役員の場合は4月末日及び10月末日までに現金、もしくは銀行振込等により支給する。

（注2）当月11日から翌月10日までを計算期とし、毎月の役員報酬支給時に銀行振込により支給する。

別表第6

退職金（第13条）

<p>在職1年以上10年以下</p>	<p>在職した各年度の3月役員報酬本給月額合計額</p>
<p>在職11年以上20年以下</p>	<p>(A) 在職した年度の3月役員報酬本給月額合計額 + (A) の10分の1</p>
<p>在職21年以上</p>	<p>(A) 在職した各年度の3月役員報酬本給月額合計額 + (A) の10分の2</p>

別表第 7

非常勤役員（理事、監事）手当等（第 8 条及び第 9 条）

手当	年額 120,000 円（毎年 1 回給付）
業務手当及び旅費	手当は 1 日 18,000 円、半日 9,000 円 ※遠隔者の場合は半日 12,000 円 旅費は法人部門旅費規程別表による

- ・業務手当は本学の専任教職員以外の非常勤理事もしくは非常勤監事が本学院の依頼業務のために定例もしくは臨時に出勤し、業務に従事した場合に支給する。

別表第 8

非常勤役員（理事、監事）慰労金（第 1 4 条）

慰労金（本学の常任及び専任教職員以外の理事、監事）	25,000 円×在職年数（50 万円を上限とする）
---------------------------	----------------------------

- ・非常勤役員が評議員を兼ねている場合、もしくは兼ねた期間分については、評議員としての慰労金は給付しない。

別表第 9

評議員手当等（第 1 0 条から第 1 2 条）

手当	年額 50,000 円（毎年 1 回給付）
業務手当及び旅費	手当は 1 日 12,000 円、半日 6,000 円 旅費は法人部門旅費規程別表による

- ・本学の専任教職員以外の評議員が本学院の依頼業務のために定例もしくは臨時に出勤し、業務に従事した場合に支給

別表第 10

評議員慰労金（第 1 4 条）

慰労金（本学の常任及び専任教職員以外の評議員）	12,000 円×在職年数（20 万円を上限とする）
-------------------------	----------------------------